

令和3年度第1回 野田市消防委員会

令和3年11月 5日（金）
午前10時00分から
市役所低層棟4階委員会室

1 開 会

2 市長挨拶

3 委嘱書の交付

4 委員紹介

5 事務局職員紹介

6 議 事

(1) 委員長及び副委員長の選出について

(2) 消防概況について（報告）

(3) 野田市消防団分団（部）の統合について

(4) 消防団員の処遇改善について

(5) 消防組織検討会について

(6) その他

7 閉 会

野田市消防委員会委員名簿

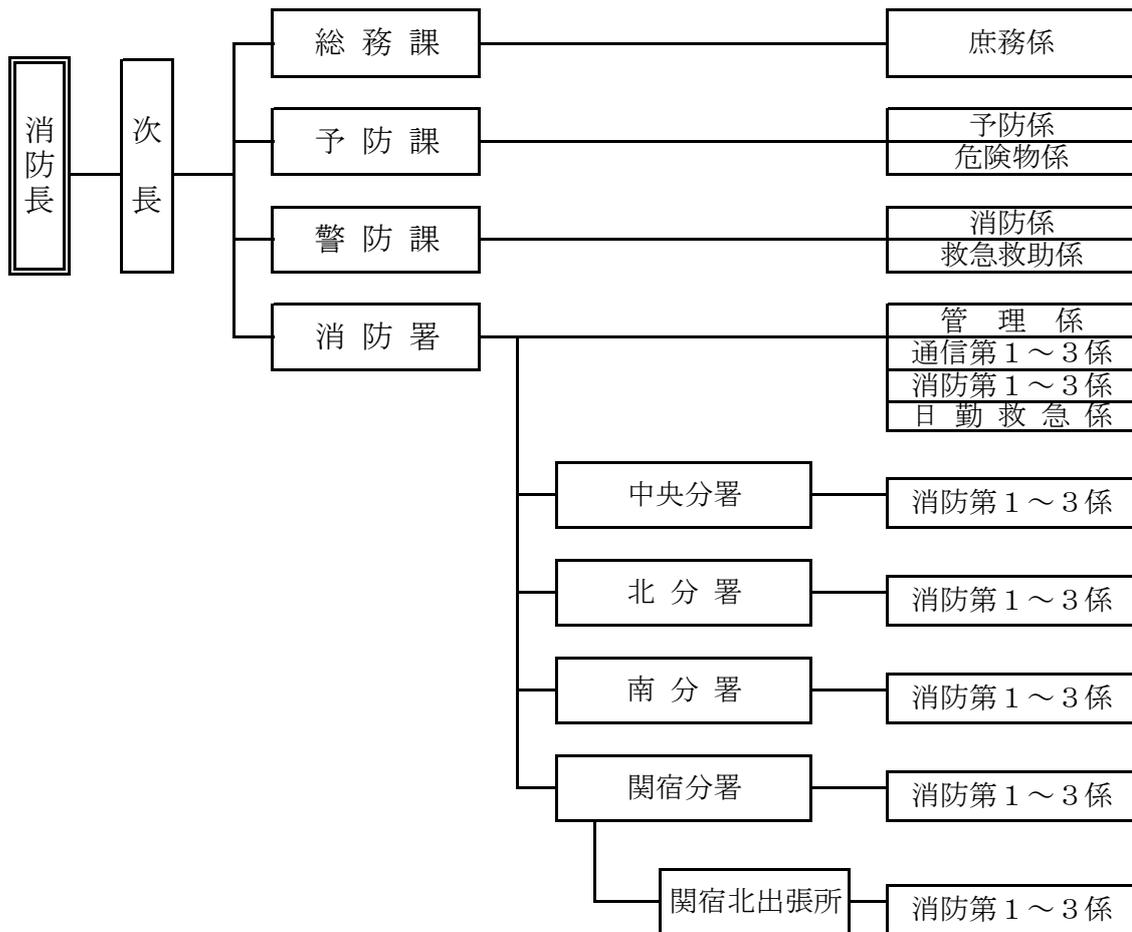
任期 令和3年10月1日から令和5年9月30日まで

敬称略

選出	氏名	経歴
学識経験者	隈本 邦彦	江戸川大学 教授
	関根 和弘	京都橘大学 教授
消防関係者	染谷 賢一	野田市消防団 団長
	逆井 健一	野田市消防団 副団長
	山本 和広	野田市消防防災協会 会長
	深井 芳人	元 野田市消防長
野田市医師会を代表する者	小張 力	小張総合病院 理事長
野田市赤十字奉仕団を代表する者	秋山咲智子	野田市赤十字奉仕団 委員長
	横川 栄子	野田市赤十字奉仕団 副委員長
野田市女性団体連絡協議会を代表する者	石原 和子	野田市女性団体連絡協議会 会長
野田市自治会連合会を代表する者	倉持 喜好	目吹1区自治会 会長
	市原 康雄	二ツ塚自治会 会長
消防長	菅野 透	消防長
公募委員	宮内 彦行	元松戸市消防局勤務
	土屋 孝	元企業統括防火管理者

(2) 消防概況について(報告)

1 消防本部組織図



2 消防本部及び署所配置図



3 消防本部及び署所の施設概要

消防本部・消防署



所在地	野田市宮崎126-2
敷地面積	2,327.00m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上3階
延床面積	994.09m ²
竣工年月	昭和45年6月

中央分署



所在地	野田市中野台172
敷地面積	501.43m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階
延床面積	325.60m ²
竣工年月	昭和46年4月

北分署



所在地	野田市船形1550-2
敷地面積	1,178.17m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階
延床面積	453.00m ²
竣工年月	昭和56年3月

南分署



所在地	野田市二ツ塚139-91
敷地面積	1,358.52m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上1階
延床面積	351.68m ²
竣工年月	昭和60年3月

関宿分署



所在地	野田市東宝珠花435-1
敷地面積	3,616.11m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階
延床面積	1,276.00m ²
竣工年月	平成3年3月

関宿北出張所



所在地	野田市西高野451-4
敷地面積	600.00m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上1階
延床面積	244.37m ²
竣工年月	平成16年7月

4 消防職員数過去5年間の経緯

各年4月1日現在

	算定 人数	充足率 (%)	実数			
			計	男	女	その他
平成29年	249	69.5	173	170	2	1
平成30年	249	71.5	178	172	2	4
平成31年 令和元年	249	70.6	176	171	3	2
令和2年	249	72.6	181	176	3	2
令和3年	251	74.5	187	182	3	2

※ 算定人数は、消防力の整備指針に基づいた、現有車両台数に対する必要人数である。
その他人数は、再任用職員

5 災害件数過去5年間の経緯

火 災

	合計	建物	林野	車両	その他	建物焼損 床面積m ²
平成28年	52	27	1	4	20	307
平成29年	54	22	4	5	23	779
平成30年	41	27	1	2	11	1,254
平成31年 令和元年	47	25	3	4	15	1,375
令和2年	37	20	0	3	14	9,216

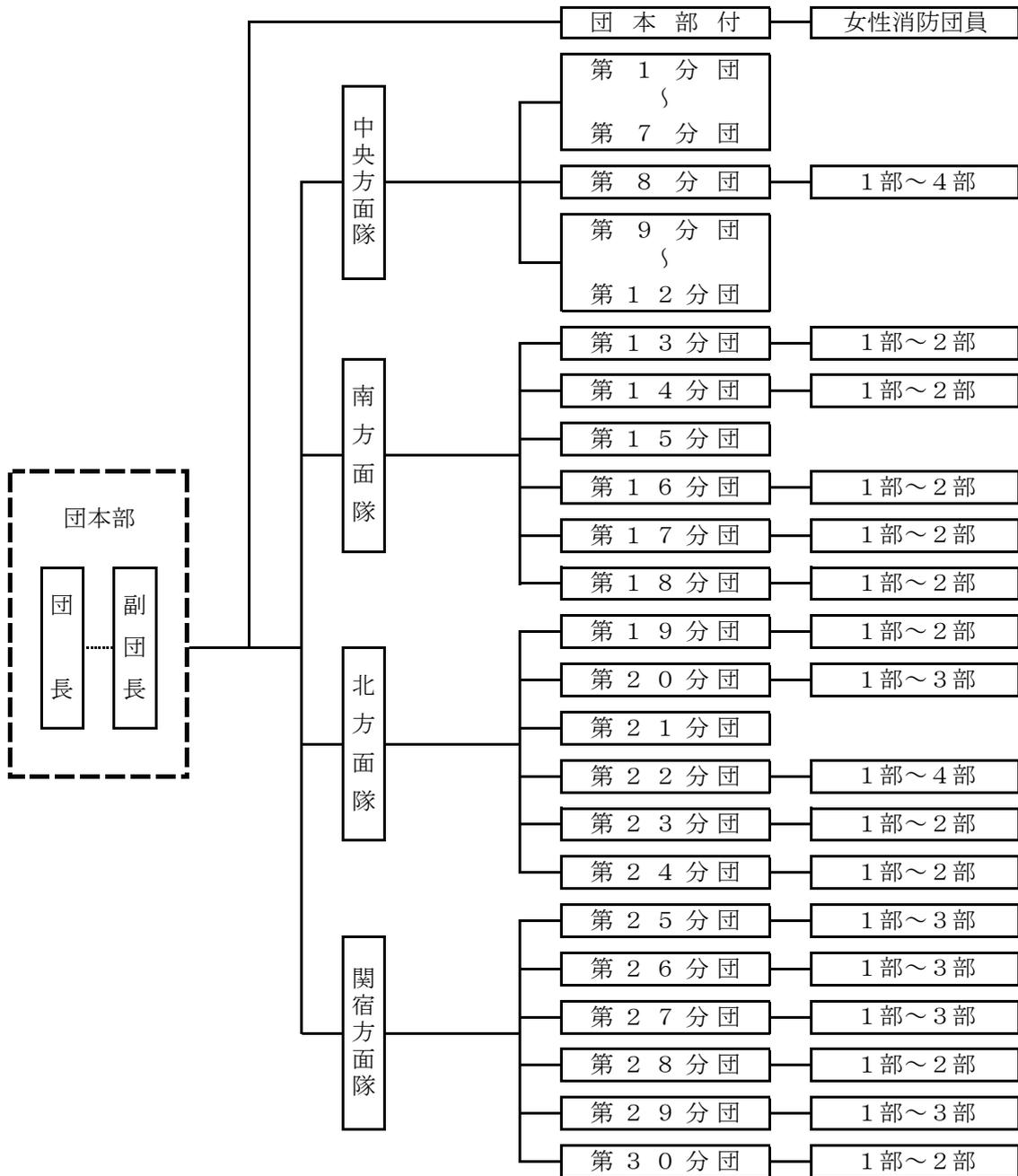
救 急

	合計	急病	交通 事故	一般 負傷	労働 災害	自損 事故	運動 競技	火災 事故	加害	水難 事故	自然 災害	その他
平成28年	7,100	4,593	642	959	79	77	38	33	50	4	0	625
平成29年	7,346	4,762	614	1,042	77	57	34	38	40	2	3	677
平成30年	7,673	5,073	619	1,021	117	69	36	28	51	4	1	654
平成31年 令和元年	7,998	5,356	585	1,145	100	69	33	31	43	4	2	630
令和2年	7,140	4,906	432	1,026	76	57	10	34	42	7	1	549

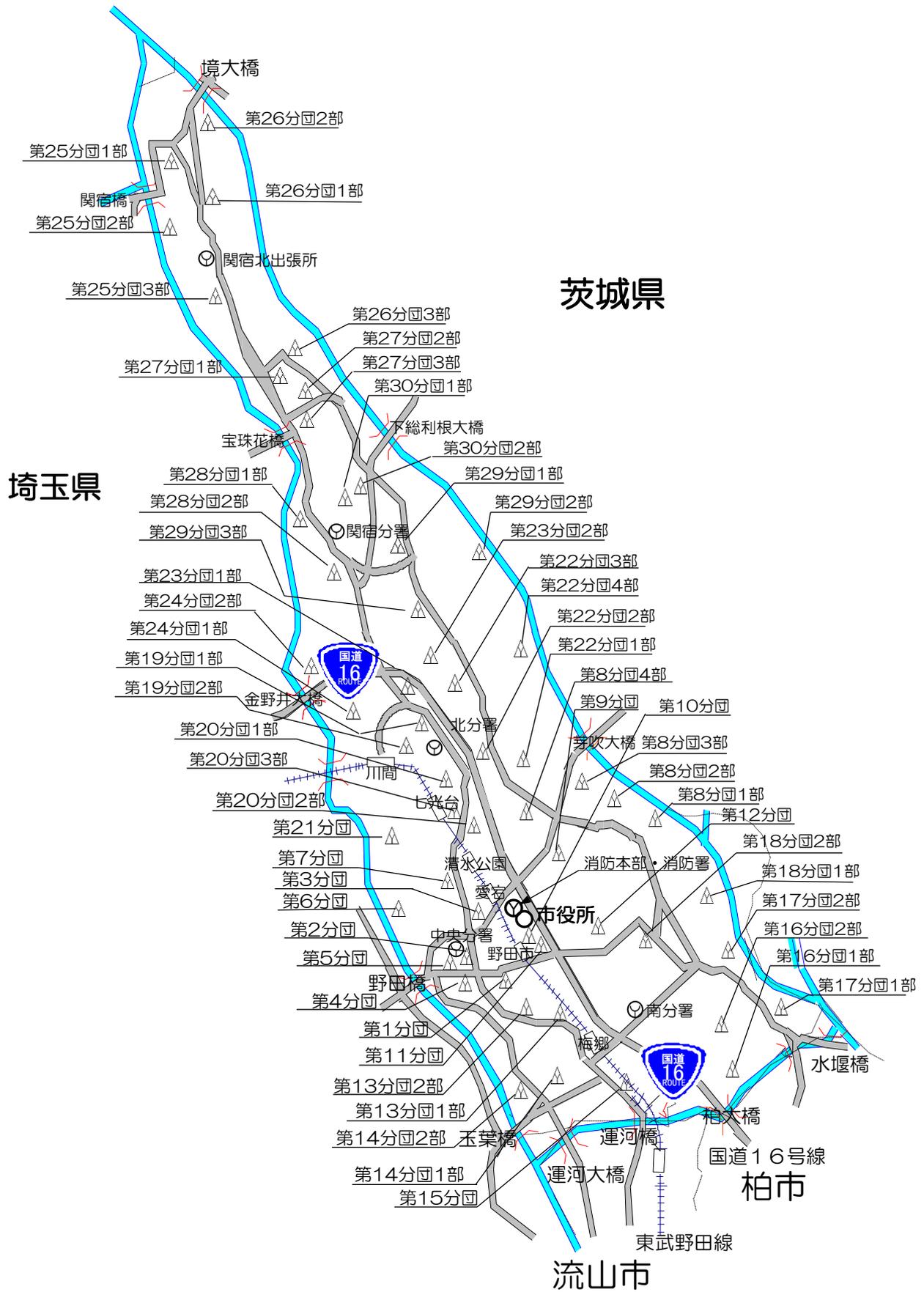
救 助

	合計	火災 事故	交通 事故	水難 事故	自然 災害	器械 事故	建物 事故	ガス 酸欠	爆発 事故	その他
平成28年	93	0	29	3	0	5	36	0	0	20
平成29年	99	0	27	3	2	1	26	2	0	38
平成30年	105	0	32	4	1	1	21	0	0	46
平成31年 令和元年	105	0	27	2	1	3	30	0	0	42
令和2年	97	0	14	3	0	3	27	2	0	48

6 消防団組織図



7 消防団詰所配置図



8 消防団員数過去5年間の経緯

各年4月1日現在

		定数 (令和2年まで)	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	新定数	令和3年
団本部		26	15	15	11	13	19	15
中央	中央方面隊	5	5	5	5	5	5	5
	第1分団	15	14	14	14	14	15	14
	第2分団	15	12	13	10	10	12	10
	第3分団	15	12	11	12	12	13	10
	第4分団	15	14	9	12	12	13	12
	第5分団	15	7	7	13	13	14	13
	第6分団	15	9	10	10	10	12	9
	第7分団	15	8	10	9	8	12	7
	第8分団1部	15	13	12	9	10	11	10
	第8分団2部	14	14	13	13	12	13	12
	第8分団3部	14	8	8	8	8	10	8
	第8分団4部	14	12	12	10	11	12	9
	第9分団	15	13	13	12	11	12	9
	第10分団	15	15	15	14	10	12	12
第11分団	15	13	13	12	10	12	5	
第12分団	15	14	15	14	13	14	13	
南	南方面隊	5	5	5	5	5	5	5
	第13分団1部	15	9	7	8	8	10	8
	第13分団2部	14	8	8	8	6	10	7
	第14分団1部	15	14	14	13	13	14	13
	第14分団2部	14	4	4	3	3	10	4
	第15分団	15	13	15	15	15	15	14
	第16分団1部	15	14	13	13	11	12	11
	第16分団2部	14	13	11	13	12	13	12
	第17分団1部	15	14	14	14	14	15	14
	第17分団2部	14	13	14	12	9	10	9
第18分団1部	15	14	14	14	12	13	12	
第18分団2部	14	8	9	7	7	10	7	
北	北方面隊	5	4	5	5	5	5	5
	第19分団1部	15	12	13	14	13	14	13
	第19分団2部	14	9	11	11	11	12	11
	第20分団1部	15	13	10	10	10	11	11
	第20分団2部	14	14	12	13	13	14	12
	第20分団3部	14	9	9	6	6	10	6
	第21分団	15	15	13	12	13	14	12
	第22分団1部	15	13	13	13	13	14	12
	第22分団2部	14	13	12	13	12	13	12
	第22分団3部	14	13	13	11	11	12	11
	第22分団4部	14	10	11	11	9	10	9
	第23分団1部	15	11	12	13	14	15	13
	第23分団2部	14	13	12	12	12	13	11
	第24分団1部	15	13	14	13	13	14	13
第24分団2部	14	14	14	13	13	14	12	
関宿	関宿方面隊	5	5	5	5	5	5	5
	第25分団1部	15	13	13	14	13	14	14
	第25分団2部	14	10	9	10	10	11	10
	第25分団3部	14	13	13	13	12	13	12
	第26分団1部	15	10	12	10	9	10	9
	第26分団2部	14	11	10	8	9	10	8
	第26分団3部	14	13	13	9	9	10	10
	第27分団1部	15	14	14	11	11	12	12
	第27分団2部	14	14	15	15	15	15	15
	第27分団3部	14	14	14	11	8	10	7
	第28分団1部	15	10	10	10	10	12	10
	第28分団2部	14	9	8	7	4	10	4
	第29分団1部	15	12	12	12	12	13	12
	第29分団2部	14	7	7	7	7	10	9
第29分団3部	14	8	8	11	10	11	11	
第30分団1部	15	10	10	9	8	10	7	
第30分団2部	14	14	14	10	10	11	10	
合計		860	690	684	655	627	720	617
充足率(%)		100	80.2	79.5	76.1	72.9	100	85.7

9 消防団年間行事予定

実施予定月	行 事 内 容
4月	操法指導(出場分団)
	水出し操法訓練・消防団規律訓練・新規採用職員研修会
5月	野田市水防演習
	利根川水系連合水防演習会(担当方面隊幹部)
	消防団操法大会
6月	東葛飾支部操法大会(出場分団)
7月	消防団幹部会議(幹部)
	千葉県操法大会(出場分団)
8月	
9月	消防団救命講習会(各分団1名程度)
10月	消防殉職者慰霊祭(団長)
	野田市防災フェア(副分団長以上・担当方面隊)
11月	秋の火災予防運動 火災キャンペーン
	消防団長特別点検
	消防団員健康診断
12月	
1月	野田市消防出初式
2月	消防団幹部会議(幹部)
	献血
3月	春の火災予防運動 火災予防キャンペーン
	千葉県消防大会(表彰受賞者)

(3) 野田市消防団の分団（部）の統合について

1. 消防団の現状

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、住民有志により組織された消防機関であり、地域社会のニーズに応じて、火災対応以外でも地域に密着した多様な活動を展開しています。

近年発生した大規模災害発生時には消防団の役割が再認識され、消防団は、その「地域密着性」、「要員動員力」、「即時対応力」といった特性を活かし、消火活動等をはじめとして、大規模災害時には住民の避難誘導や災害防ぎょ等を行い、更に、地域防災の中核的存在として、平常時においても地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、コミュニケーションの活性化にも大きな役割を果たしています。

しかしながら、今日の消防団は、人口減少、少子高齢化、被用者の増加等社会環境の変化に伴い団員数の減少に直面し、一部の分団（部）では分団定数を大きく下回り、災害活動の出動に大きな影響をきたしている分団（部）も発生している状況です。

2. 消防団員定数の改正

消防団員の定数について、実人数の差が拡大していることから、令和2年10月と本年1月の2回に亘り消防団幹部会議にて審議を重ね了承が得られたことから、野田市消防団条例の団員定数を見直しました。

具体的には、消防団員定数860人のところ、令和2年4月1日現在の団員数は627人となっていたため、全56分団（部）の団員数の基本団員数15人の考え方は変えずに、実態に沿った人員に近づけることにし、最小団員数は10人とし、さらに15人に満たない分団は1人でも多くの団員数確保を目指す定数として、野田市消防団条例の一部改正議案を本年3月の市議会に上程し、消防団員定数を720人に改正しました。

3. 消防団員確保の継続事業

消防団員定数を720人に改正しましたが、令和3年4月1日現在の団員数は617人と定数を大きく下回っています。団幹部24人、女性消防団11人を控除した団員数は582人で、1分団（部）の平均団員数は10.4人となっています。

よって、これまでに実施してきた様々な団員確保対策の取り組みについては今後も継続し、さらに新たな取り組みも実施してまいります。

（団員確保対策）

- ・各署所及び消防団器具置場や自治会館などに団員募集のポスターを掲示
 - ・市ホームページや市報に団員募集を掲載
 - ・消防救急フェア、防災フェアで団員募集ブースを開設
 - ・救命講習会で団員募集のチラシやリーフレットを配布
 - ・成人式に団員募集のチラシを同封
 - ・自治会や消防後援会組織と連携し団員募集を啓発
 - ・野田市消防団協力事業所表示制度の導入
 - ・グラフ野田に消防団特集を掲載し全戸配布（平成26年4月）
 - ・消防団員任命要件に市内在勤者を追加
 - ・市役所職員への入団促進依頼
 - ・学生消防団員の勧誘（東京理科大）
 - ・女性消防団員の入団促進
- ※ 新たな取り組みとして、出初式、消防団資器材取扱い訓練等の状況を市ホームページやユーチューブに動画配信を実施しました。

4. 各分団（部）の現状

令和3年4月1日現在の各分団（部）の団員数の状況では、定数を満たしている分団（部）は56分団（部）中8分団（部）のみで、48分団（部）が定数を下回る状況となっています。

更に、10人を下回る分団（部）が19分団（部）で、最も少ないところは4人の分団（部）もあり、常態化しているような状況にあります。

（消防団員数過去5年間の経緯 参照）

消防団員数過去5年間の経緯						各年4月1日現在	
	旧定数	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	新定数	令和3年
団本部	26	15	15	11	13	19	15
中央	中央方面隊	5	5	5	5	5	5
	第1分団	15	14	14	13	14	15
	第2分団	15	12	13	11	10	12
	第3分団	15	12	11	11	12	13
	第4分団	15	14	9	10	12	13
	第5分団	15	7	7	6	13	14
	第6分団	15	9	10	10	10	12
	第7分団	15	8	10	9	8	12
	第8分団1部	15	13	12	9	10	11
	第8分団2部	14	14	13	13	12	13
	第8分団3部	14	8	8	8	8	10
	第8分団4部	14	12	12	10	11	12
	第9分団	15	13	13	12	11	12
	第10分団	15	15	15	13	10	12
南	第11分団	15	13	13	11	10	12
	第12分団	15	14	15	14	13	14
	南方方面隊	5	5	5	5	5	5
	第13分団1部	15	9	7	8	8	10
	第13分団2部	14	8	8	8	6	10
	第14分団1部	15	14	14	13	13	14
	第14分団2部	14	4	4	3	3	10
	第15分団	15	13	15	15	15	15
	第16分団1部	15	14	13	13	11	12
	第16分団2部	14	13	11	10	12	13
北	第17分団1部	15	14	14	14	14	14
	第17分団2部	14	13	14	12	9	11
	第18分団1部	15	14	14	14	12	13
	第18分団2部	14	8	9	7	7	10
	北方方面隊	5	4	5	5	5	5
	第19分団1部	15	12	13	13	13	14
	第19分団2部	14	9	11	11	11	12
	第20分団1部	15	13	10	10	10	11
	第20分団2部	14	14	12	12	13	14
	第20分団3部	14	9	9	6	6	10
関宿	第21分団	15	15	13	11	13	14
	第22分団1部	15	13	13	13	13	14
	第22分団2部	14	13	12	13	12	13
	第22分団3部	14	13	13	11	11	12
	第22分団4部	14	10	11	11	9	10
	第23分団1部	15	11	12	13	14	14
	第23分団2部	14	13	12	12	12	14
	第24分団1部	15	13	14	13	13	14
	第24分団2部	14	14	14	14	13	14
	関宿方面隊	5	5	5	5	5	5
合 計	第25分団1部	15	13	13	14	13	14
	第25分団2部	14	10	9	10	10	11
	第25分団3部	14	13	13	13	12	13
	第26分団1部	15	10	12	11	9	10
	第26分団2部	14	11	10	8	9	10
	第26分団3部	14	13	13	9	9	10
	第27分団1部	15	14	14	11	11	12
	第27分団2部	14	14	15	15	15	15
	第27分団3部	14	14	14	11	8	10
	第28分団1部	15	10	10	10	10	12
	第28分団2部	14	9	8	7	4	10
	第29分団1部	15	12	12	12	12	13
	第29分団2部	14	7	7	6	7	10
	第29分団3部	14	8	8	11	10	11
第30分団1部	15	10	10	9	8	10	
第30分団2部	14	14	14	10	10	11	
合 計	860	690	684	638	627	720	617
充足率(%)	100	80.2%	79.5%	74.2%	72.9%	100	83.7%

5. 分団（部）の活動内容と必要団員数

○消防団分団（部）の主な出動内容

災害出動：火災又は水害等での出動（火災、水害、大地震等）

訓練出動：各種消防訓練での出動（操法訓練、水利点検、ポンプ点検等）

警戒出動：災害警戒での出動（火災予防、年末年始巡視等）

○各種の出動人員は、最低人員4人～5人程度で対応は可能となります。

しかし、火災出動で操法を行う場合も最低4人～5人の団員が必要となりますが、緊急災害時に昼夜を問わずに集合できる団員数は、出動報告書で確認すると約3～5割程度の団員と判断されます。

よって、分団（部）の**基本団員数は15人**とし、**最低の団員数は10人**の定数となっています。

6. 分団（部）の統合

最低分団員数10人を下回る分団（部）について、分団（部）統合を検討したところ、各分団（部）の団員定数を実態に沿った分団員数に改定したことで定数との開きが僅かとなったため、再度、団員確保の努力要請をお願いすることで、統合は見送ることにしました。しかし、今後どうしても団員の増員が出来なく災害出動に支障をきたすと判断された場合は、改めて分団（部）の統合について検討することにしました。

しかし、4人しかいない分団（部）については、災害出動に支障をきたしていると判断されるため、隣接分団との統合を行うか、団員確保を継続するか等を対象自治会等との調整を開始しました。

統合（案）

- ・南方面隊の「第14分団1部」と「第14分団2部」
- ・関宿方面隊の「第28分団2部」と「第29分団1部」

※ 統合（案）について、対象自治会等が了承された場合、消防委員会に統合に対する諮問を行いたいと思います。

(4) 消防団員の処遇改善について

近年、各地で災害が多発化・激甚化していることもあり、消防団員一人ひとりの役割が大きくなっている現状に鑑みると、団員の労苦に報いるための適切な処遇のあり方や、より幅広い、今の時代に合った団員確保策を検討する必要があるという考えのもと、消防委員会で議論を行ってきました。

なお、国においても消防団員の処遇改善を図るため出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう「消防団の処遇等に関する検討会」の最終報告書（別添）が示されています。

1. 消防団の各種出動状況

(1) 現状

消防団員は、出動ごとに手当が支給され手当の種類は、①災害出動②訓練出動③警戒出動と3つに分類され、各分団で四半期ごとに出勤報告書を作成し手当が支払われています。しかし出勤実態としては、分団ごとに大きな違いがあり分団員の負担も様々となっている状況です。

- ①災害出動：火災又は水害等での出動（火災、水害、大地震等）
- ②訓練出動：各種消防訓練での出動（操法訓練、水利点検、ポンプ点検等）
- ③警戒出動：災害警戒での出動（火災予防、年末年始巡視等）

消防団の各種出動状況

	令和2年度		令和元年度	
災害	214回	854人	265回	1,200人
訓練	602回	2,902人	2,790回	11,132人
警戒	1,794回	7,654人	1,953回	11,051人
合計	2,610回	11,410人	5,008回	23,383人

(2) 課題

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、消防団活動の自粛を行ったことで参考とならないため、令和元年度の出動状況で確認すると、災害出動を除く訓練・警戒出動回数が4,743回で、各分団ごとの出勤回数を確認したところ、少ない分団は年間24回、多い分団では年間189回と大きな格差が生じていることが判明し、これにより団員への負担格差が生じていることが分かりました。

また、東葛9市の出勤状況を確認すると、災害以外の出勤回数は野田市3,392回と一番多い状態で、1分団当たりの平均出勤回数で見ても最低の我孫子市1.4回と最大の浦安市176.3回を比較対象から外し、柏市の24.9回～流山市の55.3回となり野田市の60.6回は多いことが分かります。

出勤回数の状況（令和元年における各市の出勤状況）

	松戸市	市川市	船橋市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	浦安市	野田市
災害出動	68回	28回	26回	72回	13回	4回	17回	29回	47回
災害以外の出勤	1,457回	1,174回	2,322回	1,071回	1,273回	29回	246回	705回	3,392回
分団数	36分団	23分団	59分団	43分団	23分団	21分団	9分団	4分団	56分団
1分団あたりの 災害以外出勤回数	40.5回	51.0回	39.4回	24.9回	55.3回	1.4回	27.3回	176.3回	60.6回

2. 出動手当の状況

東葛9市における出動手当の状況を比較すると、野田市は、全ての出動に1回当たり2,270円となっていますが、他市において松戸市を例に上げると火災出動に対しては4時間未満3,000円、4時間以上7,000円とし、訓練出動は2,500円、流山市の火災出動は一律7,000円、訓練警戒出動は2,300円としています。

しかし、野田市は他市に比べて全体的に1回当たりの出動手当は低額ですが、年間の総支給額で見ると延出動人員は23,383人で支給額は53,080千円と一番多い状況となっています。

東葛9市の出動手当

令和2年4月1日

	火災出動	訓練・警戒出動
松戸市	3,000円(4h未満) 7,000円(4h以上)	2,500円
市川市	2,500円(出動のみ) 7,000円(活動の場合)	2,500円
船橋市	3,500円(4h未満) 7,000円(4h以上)	2,500円
柏市	3,500円(4h未満) 7,000円(4h以上)	3,500円
流山市	一律7,000円	2,300円
我孫子市	3,500円(4h未満) 7,000円(4h以上)	3,500円(4h未満) 7,000円(4h以上)
鎌ヶ谷市	一律3,800円	2,700円
浦安市	一律7,000円	2,500円
野田市	1回2,270円	2,270円

※他市においても火災出動手当の見直しを検討しています。

出動手当支給状況（令和元年における各市の支払状況）

千円

	松戸市	市川市	船橋市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	浦安市	野田市
団員数(人)	549	336	623	597	289	229	151	94	627
出動延人数(人)	8,929	8,826	11,879	14,799	8,246	1,383	2,427	4,006	23,383
支払合計(千円)	30,113	23,114	25,795	50,267	11,808	9,827	8,271	10,174	53,080

3. 今後の対応

(1) 出動回数について

野田市は、他市に比べて団員数は多く手当は低額であるが、全体的な出動回数が多く総支給金額が高額となっている。更には各分団の出動回数にも差があり、消防団員に負担が生じているため、真に必要な出動回数を検討し標準化を図る必要がある。

(2) 出動手当について

野田市の出動手当は、東葛9市で比較すると長時間における災害活動などの支給額に課題が生じているため、手当の見直しを考慮する必要がある。

これらのことから各種出動回数の標準化の検討及び、出動手当の見直しについて、消防組織検討会で更なる調査検討を行いたいと思います。

その後、消防委員会において審議をお願いしたいと考えております。

「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告概要

① 消防団の現状

- ・令和2年4月1日時点の消防団員数は81万8,478人と2年連続で1万人以上減少する危機的状況（特に20代の消防団入団者数が10年間で約4割減少）であること。
- ・他方、災害が多発化・激甚化する中、消防団の役割も多様化しており、一人ひとりの消防団員の負担も大きくなっていること。
- ・こうした消防団員の労苦に報いるため、消防団員の処遇改善が不可欠と考えられること。
- ・処遇改善は消防団員の士気向上や家族等の理解につながり、ひいては消防団員の確保にも資すること。

② 出動手当

- ・出動手当を見直し、出勤に応じた報酬制度（「出勤報酬」）を創設すること。また、出勤に関する費用弁償（実費）については、別途必要額を措置すること。
- ・災害（火災・風水害等）に関する出勤報酬は、1日＝7時間45分を基本とし、予備自衛官等の他の類似制度を踏まえ、7,000～8,000円程度の額を、標準的な額とすること。
- ・災害以外の出動報酬についても、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や、業務の負荷、活動時間等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。
- ・支給方法については、団員個人に直接支給すべきであること。

③ 年額報酬

- ・即応体制を取るために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する報酬として、出勤報酬の創設後も引き続き支給すべきであること。
- ・金額については、「団員」階級の者については年額36,500円を標準的な額とし、「団員」より上位の階級にある者等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。
- ・支給方法については、団員個人に直接支給すべきであること。

④ 消防団の運営に 必要な経費

- ・本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出勤報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを市町村において適切に予算措置すべきであること。

⑤ 市町村における 対応

- ・①から④を踏まえ、市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すべきであること。

⑥ 国や都道府県に おける対応

- ・国においては、出勤報酬や年額報酬の標準的な額やその支給方法等の基準を定めるとともに、①から⑤について市町村に対して助言を行うこと。また、国は財政措置のあり方について、財政需要の実態を踏まえ十分な検討を行うこと。
- ・都道府県においても、市町村に対し必要な助言等の支援を行うこと。

⑦ 今後の検討事項

- ・報酬等に関する議論は、中間報告をもって結論とし、国・都道府県・市町村は早急に消防団員の報酬等の改善に向けた取組を進めること。
- ・消防団員の確保のためには、報酬等の改善のほか、社会的評価の向上や広報、訓練のあり方など、他にも取り組むべき重要な課題があるため、本検討会において、これらの項目について引き続き精力的に検討すること。

「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書概要

I 消防団の現状

① 消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響

- ・ 少子化の進展や被用者の割合の増加等に伴い、特に若年層の入団者数の減少が進んでいることから、社会環境の変化に合わせて消防団を若年層や被用者がより参加しやすいものとするとともに、社会全体の理解を得ていく必要があること。
- ・ 災害の多発化・激甚化に伴い、消防団に求められる役割は多様化していることから、更なる多様な人材の確保や、防災を担う様々な主体との連携が必要であること。
- ・ 家庭やプライベートを優先するなど若年層の価値観が変化していることや共働き世帯が増加していることを踏まえ、消防団の存在意義や役割を十分に理解してもらい、ひいては消防団の加入につながるよう、広報のあり方を含め見直していく必要があること。

② 消防団の存在意義・役割

- ・ 社会環境が変化していく中でも、消防団の存在意義は不変であり、引き続き、地域防災力の中核として、消防団は継承されていくべきであること。
- ・ 消防に関する責任は市町村に帰属することから、消防団が災害時に具体的に果たす役割や平時に行う活動について各市町村で引き続き十分検討するとともに、国や都道府県は、各市町村の検討に資するよう必要な情報収集・情報提供を行うべきであること。

II 今後の消防団活動に当たり取り組むべき事項

① 報酬等の処遇改善

- ・ 報酬等の処遇改善は、団員の士気向上や家族等の理解を得るため不可欠であることから、各市町村等は「報酬等の基準」を踏まえた処遇の見直しを速やかに行うこと。

② 消防団に対する理解の促進

- ・ 地域の安全、安心に欠くことのできない消防団活動について、社会的理解を深めることが重要であること。
- ・ 消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わる広報を展開させること。また、オンラインの加入フォームの整備やSNSの積極的な活用について検討すべきであること。
- ・ 消防団のイメージをより良いものとし、社会全体で消防団を応援するような雰囲気を作っていくことが肝要であること。

③ 幅広い住民の入団促進

- ・ 被用者、女性、学生等は、今後の消防団運営において大きな役割を担う層であり、各市町村は積極的な入団促進を行うべきであること。
- ・ 被用者については都道府県による商工団体への働きかけ等、女性については女性用設備等の環境整備等、学生については学生消防団活動認証制度の導入等に取り組むとともに、将来の担い手育成として、少年消防クラブへの幅広い参加促進や高校生へのアプローチに取り組むこと。
- ・ 新たな社会環境に対応した団運営とするため、団内部での幅広い意見交換を十分に行うとともに、市町村や地域住民との連携等が必要であること。

④ 平時の消防団活動のあり方

- ・ 災害の多様化を踏まえ、各市町村とも、より地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練について引き続き幅広い団員や地域住民などの意見を取り入れつつ、積極的な検討を行うべきであること。
- ・ 訓練の充実に当たっては、団員に過重な負担がかからないよう、真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、創意工夫を図るべきであること。
- ・ 操法は、団員が火災現場の最前線で安全に活動するために重要であることから、消防技術の習得といった操法本来の意義を徹底して訓練を行うことが望ましいこと。
- ・ 操法大会については、大会本来の目的を踏まえた適切な運営に努めるとともに、各主催者において点検や随時の見直しを行うこと。

⑤ 装備等の充実

- ・ 消防団の役割の多様化に伴い、活動内容に見合うよう装備を充実させることが重要であり、災害対応時の安全確保に向けた取組を今後も継続的・積極的に行っていくこと。
- ・ 消防団活動に必要な知識や技術の習得は、消防団の役割の多様化に対応するため必要であるのみならず、ひいては消防団加入のインセンティブとなり、入団者数の増加にも資すると考えられることから、積極的に取り組むべきであること。

(5) 消防組織検討会について

消防組織検討会は、野田市消防委員会条例（以下「条例」という。）第7条第1項に謳われた消防委員会の下部組織であり、消防の組織及び運営に関する事項について、専門的に調査審議をするために、設置することができるとなっているため、消防組織検討会を新たに設置し、数ある消防の課題について調査審議を行い、消防委員会に報告を行います。

つきまして、消防組織検討会の委員及び会長・副会長について、条例第7条第3項及び第4項により、消防長の推薦により委員長の名を頂きたく、消防組織検討会委員の推薦をいたします。

消防組織検討会委員推薦者

敬称略

選 出	氏 名 (4.1 年齢)	役 職 等	備 考
消防職員	片野 剛 (53)	司令長	会 長
	佐塚 和昭 (53)	司令	副会長
	竹之内義和 (53)	司令	
	藤井 正則 (52)	司令	
	柳 厚志 (50)	司令	
	湯本 一 (49)	司令	
	小島 成介 (50)	司令補	
	川田 晋司 (48)	司令補	
消防団員	上原 康永 (53)	中央方面隊 方面分団長	
	中村 浩二 (50)	中央方面隊 方面分団長	
	蓮沼 与一 (58)	南方面隊 方面副隊長	
	宮沢 達也 (51)	南方面隊第14分団1部分団長	
	野島 洋一 (48)	北方面隊 方面分団長	
	中島 清彦 (48)	北方面隊 方面分団長	
	稲橋 嘉彦 (41)	関宿方面隊 方面副隊長	
	篠崎 雅行 (40)	関宿方面隊 方面分団長	